

山梨県歯科医師連盟

速 報

連盟ニュース 第40号

□発行

山梨県歯科医師連盟 甲府市大手 1-4-1
TEL : 055-252-6481 FAX : 055-253-0854□発行人 諸角三千夫 HP : <http://ydca.jp>

□編集人 鶴田 好幸 岩間 宣仁

山梨県歯科医師連盟機関紙

診療報酬改定について

政府は20日、平成26年度診療報酬改定について薬価引き下げや消費増税に伴う医療機関の仕入れコスト増の補填分を含めて全体で0.1%の引き上げを決めた。

1 診療報酬本体

改定率 +0.73% (0.63%)

各科改定率	医科	+0.82% (+0.71%)
	歯科	+0.99% (+0.87%)
	調剤	+0.22% (+0.18%)

2 薬価改定等

改定率 ▲0.63% (+0.73%)

薬価改定 ▲0.58% (+0.64%)

材料価格改定 ▲0.05% (+0.09%)

注) いずれもカッコ内にある消費税率引き上げに伴う対応分を含む

ご承知のように、今回の改定について、財務省は早くから国の財源の厳しさを理由にマイナス改定を主張し、厚労省は国民医療を守る視点からプラス改定を求めている。

日歯、日歯連盟は、第一に国民医療を守ることと、消費税増税は社会保障の充実のためとの国民の約束を守るべき。二つを与党自民党、公明党そして政府に強く主張し働きかけた。

山歯連盟においても、本会と連携のもと、県選出の与党国会議員に協力を働きかけた。今回の決定は十分に満足したとはいえないが、このような厳しい財政状況のなか、マイナス改定を防げたことに加え、医科歯科の技術料比率に基づく1対1.1の配分が確保できたことについては、職域代表である石井みどり議員をはじめとする多くの与党歯科議連など強力な働きがあったことを報告致します。

選挙で多くの会員が力を結集したことが、このような診療報酬改定に大きな力となることを知って戴きたい。選挙には興味がない、誰がやっても同じと思う会員もこのような機会に考えてほしいと思います。

尚、消費税増税分については、我々の主張通り、基本診療等を中心に分かりやすく上乗せされる予定です。